

# 道路占用物件除却工事施行承認申請書

受付日(提出日)

年 月 日

狛江市長宛て

申請者は個人名または企業の代表者

申請者

〒 201-8585

住所

東京都狛江市和泉本町1-1-5

氏名

狛江 太郎

担当者は現場の担当者名

担当者

狛江市都市建設部道路交通課 狛江 花子

電話

03-3430-1111(内線2512)

下記のとおり、道路占用の期間が満了 道路占用を廃止 するので、占用物件除却工事の施行の承認を申請します。

場 所	路線名	市道 △△△ 号線		( <u>車道</u> ・歩道・その他( ) )
	場所	東京都狛江市和泉本町1-1-5		
工事期間	年 月 日 ~		年 月 日	
除却物件	名 称	規 模		数 量
	ガス管	φ 200		15m
道路の復旧方法	自費復旧 35 型		添付書類	案内図・平面図・断面図・構造図 現況写真・その他( )

備 考

施工業者名を記入する場合は備考欄に記入

自費工事+道路の舗装構造の形を記入

## 記載要領

- 道路占用の期間が満了 道路占用を廃止 については、該当するものを○で囲むこと。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。工事の場所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「添付書類」の欄には、工事の場所、物件の構造等を明らかにした図面、その他必要な書類を添付した場合その書類名を記載すること。

# 道路占用物件除却工事施行承認申請内容写

年 月 日

申請者 〒 201-8585  
住所 東京都狛江市和泉本町1-1-5  
氏名 狛江 太郎

担当者 狛江市都市建設部道路交通課 狛江 花子  
電話 03-3430-1111(内線2512)

下記のとおり 道路占用の期間が満了 ~~道路占用を廃止~~ するので、占用物件除却工事の施行の承認を申請します。

場 所	路線名	市道 号線	車道・歩道・その他( )
	場所	狛江市	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで		
除却物件	名 称	規 模	数 量
道路の復旧方法			添付書類

## 道路占用物件除却工事施行承認書

狛都道許 第

号

申請者 住 所  
氏 名

上記の申請については、道路法40条の規定に基づき、下記により承認します。

年 月 日

狛江市長

記

- 1 工事の場所、除却物件及び道路の復旧方法は上記のとおり。
- 2 工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 条 件 別紙のとおり

狛江市都市建設部道路交通課長様

念 書

\_\_\_\_\_に伴い、道路、水路等に埋設されている境界点(石杭、木杭、鉄鋌等)及び道路標識等の既設設置物の取扱いについて申請者及び施工者は、次のとおり責任をもちます。

- 1項 許可申請時に、市備え付け土地境界図等に基づいて、掘削及び想定される舗装復旧範囲にある境界点及び道路標識等の既設設置物を現地で確認し、堅固な基準点から控えをとり図面を作成し、写真と共に提出いたします。
- 2項 実際に舗装復旧する範囲が想定された範囲と異なった場合は、舗装復旧前に、境界点及び道路標識等の既設設置物を現地で確認し、堅固な基準点から控えをとり図面を作成し、写真と共に提出いたします。
- 3項 境界点及び道路標識等をやむを得ず一時的に撤去する場合は、関係地主及び道路交通課担当者の承諾を得てから、除去いたします。
- 4項 境界点及び道路標識等の復元は、関係地主及び道路交通課担当者に復元方法を確認した上で、実施します。
- 5項 境界点及び道路標識等の既設設置物の復元に要する一切の費用を負担いたします。

以上の5項を守らない時は、道路占用等の許可が取り消され、今後道路占用等が許可されなくても異議はありません。

付 則

- 1 この念書に定めのない事項及び運用について、疑義が生じた場合の取扱いについては、その都度双方協議の上定めるものとします

提出日(受付日)

年 月 日

申請者 住所  
氏 名 道路占用許可申請時の申請者

施工者 住所  
会社及び代表者  
担当者 工事を実際に行う施工業者  
電話番号

添付書類:案内図、工事箇所付近の境界点及び道路標識等既設設置物配置図、工事箇所付近の境界点及び道路標識等既設設置物配置写真